

議案参考資料 令和 7 年 3 月定例会		市議第 1 号	宮津市議会議員定数条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】 議員報酬及び議員定数の調査検討を付議事項として議論を進めてきた議会活性化特別委員会において、議員定数を現行定数から 2 名削減することの結論に至った。これに伴い、定数を削減する所要の改正を行うもの。 ◆提案の概要 ○議員定数を「14 人」を「12 人」とするもの。 ◆施行日 次の一般選挙から施行			【政策等の背景・提案までの経過】 ■議会活性化特別委員会のこれまでの取組 (R5.6.26議員報酬及び議員定数の調査検討を付議事項に追加) ・「適正な議員報酬・議員定数の算定手法を考える」オンラインセミナー受講 ・議員報酬・議員定数に関する宮津市議会市民アンケート(回答数473件) ・報酬・定数について、類似団体比較等の分析等各算定方式に係る検討 ・中間案に関わる市民団体・学識経験者との意見交換会(計3回) ・議員報酬・議員定数の見直しに係る市民説明会(市内北部・南部計2回)		
			【政策等の効果及び費用】		
			■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円		
			【他の自治体の類似する政策との比較】		
			担当課・係	添付資料	
			議事調査課 議事調査係 (45-1639)	・新旧対照表	

宮津市議会議員定数条例（昭和53年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○宮津市議会議員定数条例 昭和53年 3 月30日 条例第15号 宮津市議会議員の定数は、<u>14人</u>とする。 附 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（昭和60年条例第40号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（平成10年条例第29号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（平成14年条例第44号） この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。 附 則（平成18年条例第33号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（平成22年条例第 4 号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（平成30年条例第16号） この条例は、次の一般選挙から施行する。	○宮津市議会議員定数条例 昭和53年 3 月30日 条例第15号 宮津市議会議員の定数は、<u>12人</u>とする。 附 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（昭和60年条例第40号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（平成10年条例第29号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（平成14年条例第44号） この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。 附 則（平成18年条例第33号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（平成22年条例第 4 号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 附 則（平成30年条例第16号） この条例は、次の一般選挙から施行する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、次の一般選挙から施行する。</u>

議案参考資料 令和 7 年 3 月定例会		市議第 2 号	宮津市議会基本条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】 議員報酬及び議員定数の調査検討を付議事項として議論を進めてきた議会活性化特別委員会において、議員報酬については、特別職等報酬審議会において、客観的な立場から議員報酬のあり方について意見を求める必要があるとの結論に至った。これに伴い、同審議会に議長からの諮問を可能とする等の所要の規定整備を行うもの。 ◆提案の概要 ○本条例において、議員報酬に関して、議長が必要と認める場合に、宮津市特別職報酬等審議会に議長から諮問できるように規定を追加するもの。（第20条関係） ○本条例第18条における議員の政治倫理に関する規定における同条第2項で議員の政治倫理に関することは別に条例で定めることとした上で、同条例の中で「宮津市議会議員政治倫理審査会」の設置を規定している。こうした中で、最高規範とする本条例において、これら議会の附属機関の設置に関する根拠規定を改めて整理するもの。（第13条の2関係） ◆施行日 公布の日			【政策等の背景・提案までの経過】 ■議会活性化特別委員会のこれまでの取組 （R5.6.26議員報酬及び議員定数の調査検討を付議事項に追加） ・「適正な議員報酬・議員定数の算定手法を考える」オンラインセミナー受講 ・議員報酬・議員定数に関する宮津市議会市民アンケート(回答数473件) ・報酬・定数について、類似団体比較等の分析等各算定方式に係る検討 ・中間案に関わる市民団体・学識経験者との意見交換会(計3回) ・議員報酬・議員定数の見直しに係る市民説明会(市内北部・南部計2回)		
			【政策等の効果及び費用】		
			■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円		
			【他の自治体の類似する政策との比較】		
			担当課・係	添付資料	
			議事調査課 議事調査係（45-1639）	・新旧対照表	

宮津市議会基本条例（平成23年条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○宮津市議会基本条例 平成23年 9 月30日 条例第29号 第 5 章 議会及び議会事務局の体制整備 （議員間の討議による合意形成） 第 1 2 条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を負うものとする。 （委員会の適切な運営） 第 1 3 条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。 2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過と結果を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。 （議会広報の充実）	○宮津市議会基本条例 平成23年 9 月30日 条例第29号 第 5 章 議会及び議会事務局の体制整備 （議員間の討議による合意形成） 第 1 2 条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を負うものとする。 （委員会の適切な運営） 第 1 3 条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。 2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過と結果を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。 <u>（調査機関等の設置）</u> <u>第 1 3 条の 2 議会は、議会活動に関し必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関その他の機関を設置することができる。</u> （議会広報の充実）

第 1 4 条 （略）

2 （略）

（議員研修の充実強化）

第 1 5 条 （略）

（議会事務局の体制整備）

第 1 6 条 （略）

（議会図書室の設置、公開）

第 1 7 条 （略）

2 （略）

3 （略）

第 6 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第 1 8 条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

（議員定数）

第 1 9 条 委員会又は議員が、議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取の上、明確な改正理由を付して、提案するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

（議員報酬）

第 2 0 条 委員会又は議員が、議員報酬の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望

第 1 4 条 （略）

2 （略）

（議員研修の充実強化）

第 1 5 条 （略）

（議会事務局の体制整備）

第 1 6 条 （略）

（議会図書室の設置、公開）

第 1 7 条 （略）

2 （略）

3 （略）

第 6 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第 1 8 条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

（議員定数）

第 1 9 条 委員会又は議員が、議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取の上、明確な改正理由を付して、提案するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

（議員報酬）

第 2 0 条 委員会又は議員が、議員報酬の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望

を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取の上、明確な改正理由を付して、提案するものとする。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

（政務活動費の執行及び公開）

第21条 （略）

2 （略）

3 （略）

第7章 最高規範性で見直し手続

（最高規範性）

第22条 この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

（見直し手続）

第23条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取の上、明確な改正理由を付して、提案するものとする。

2 前項の場合において、議員報酬の検討課題のため議長が特に必要があると認めるときは、宮津市特別職報酬等審議会条例（昭和40年条例第5号。この項において「条例」という。）第1条の規定にかかわらず、議長が諮問する場合においても、条例の規定を適用するものとする。この場合において、条例第1条中「市長」とあるのは「議長」と、条例第2条中「市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」とあるのは「議長は、議会の議員の議員報酬の額」と、「当該議員報酬等」を「当該議員報酬」と読み替えるものとする。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

（政務活動費の執行及び公開）

第21条 （略）

2 （略）

3 （略）

第7章 最高規範性で見直し手続

（最高規範性）

第22条 この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

（見直し手続）

第23条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。	2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
---	---

【参考：宮津市特別職報酬等審議会条例】

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、宮津市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人事担当課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【参考：宮津市議会議員政治倫理条例抜粋】

（審査会の設置等）

第7条 議長は、前条の審査の請求があったときは、これを審査するため、宮津市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。

2 審査会は、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

（1）第4条又は第5条の規定に違反する行為の存否

（2）第4条又は第5条の規定に違反する行為があったと認定した場合における当該行為をした議員に対する措置

3 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、議員及び学識経験を有する者のうちから議長が指名又は委嘱する。ただし、審査請求人及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、委員となることができない。

5 委員の任期は、第9条第1項に規定する議長への報告が終了するまでの間とする。

6 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 議長が審査対象議員に該当するときは、副議長が、第1項及び第4項に規定する行為を行う。この場合において、第9条から第13条までの規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。

10 議長及び副議長が審査対象議員に該当するときは、議会運営委員会において協議し、指名された議員が第1項及び第4項に規定する行為を行う。この場合において、第9条から第13条までの規定中「議長」とあるのは「第7条第10項前段の規定により指名された議員」と読み替えるものとする。

議案参考資料 令和 7 年 3 月定例会		市議第 3 号	宮津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】			【政策等の背景・提案までの経過】		
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）が改正されることに伴い、所要の規定整理を行うもの。			R 6. 6. 7 :情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布(当該法律の中で番号利用法の改正(公布の日から1年以内の施行))		
◆提案の概要 本条例において引用している番号利用法における用語の定義規定に新たな項が追加されたことに伴う条項ずれを整理する改正とともに、個人情報の保護に関する法律との整合等を図る改正を行うもの。			R 6.12. 6 :番号利用法の改正一部分の施行日(R7.4.1)を定める政令公布		
◆施行日 令和 7 年 4 月 1 日			R 7. 4. 1: 番号利用法の改正施行		
			【市民参加の状況】		
			【政策等の効果及び費用】		
			■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円		
			【他の自治体の類似する政策との比較】		
			担当課・係	添付資料	
			議事調査課 議事調査係（45-1639）	・新旧対照表	

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

新			旧			対			照			表																	
現						行						改						正						案					
(定義) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。												(定義) 第2条 2・3 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号_____）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。																	
第12条第1項			(略)			(略)			第12条第1項			(略)			(略)														
第12条第2項			(略)			(略)			第12条第2項			(略)			(略)														
第12条第2項第1号			(略)			(略)			第12条第2項第1号			(略)			(略)														
第38条第1項第1号			又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき			12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定			第38条第1項第1号			又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき			12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定														

		に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第2条第9項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 第2条第10項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	(略)	(略)	第38条第1項第2号	(略)	(略)
(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 (略) (1) (略) ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって			(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 (略) (1) (略) ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u> </u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代		

前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条（略）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2)（略）

3 （略）

（訂正請求権）

第31条（略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 （略）

（訂正請求の手続）

第32条（略）

2 （略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報があるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2)（略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 （略）

理人（以下_____「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下_____「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条（略）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2)（略）

3 （略）

（訂正請求権）

第31条（略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 （略）

（訂正請求の手続）

第32条（略）

2 （略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報があるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2)（略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 （略）

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、**第4章**（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、**前章**（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定**に資する情報の提供**_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。